

## 北海道告示第10614号

北海道が令和7年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和7年4月1日

北海道知事 鈴木 直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 北海道国際交流・協力総合センター補助金  本道の国際化を推進し、豊かで活力ある地域社会の実現を図るため、公益社団法人北海道国際交流・協力総合センターが実施する世界各国との国際交流事業や国際協力事業について、予算の範囲内で補助する。	公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター	補助事業の執行上、知事が認めた次の経費とする。 1 紙料、職員手当 2 共済費 3 賃金 4 報償費 5 旅費 ただし、旅費の支給において、経済的な経路及び方法の考え方は道の取扱いに準じる。 6 交際費 ただし、補助事業の執行に係る会費及び贈呈品の購入に限る。 7 需用費 ただし、食糧費については、補助事業の執行上、直接的な必要性から費消される経費に限る。 8 役務費 9 委託料 10 使用料及び賃借料 11 その他知事が必要と認める費用	10分の10以内 (多文化共生地域連携ネットワーク事業については、2分の1以内)	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 令和7年 4月11日 提出先 総合政策部国際局 国際課		
2 移動通信用鉄塔施設整備事業	市町村	移動通信用鉄塔施設整備事業に要する経費のうち次に掲げる	2分の1以内 (無線通信事業)	総政第6号様式 総政第14号様式	総政第6号様式 総政第29号様式	提出部数 正本2部 提出期限 別に指示		書類は総合振興局

<p>電気通信事業者による携帯電話等の移動通信サービスの利用が困難な地域の解消を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>もの。</p> <p>1 施設・整備費 2 用地取得費・道路費</p>	<p>者が複数者参画し事業を実施する場合にあっては3分の2以内) ただし、離島地域を整備する場合にあっては、5分の3以内 (無線通信事業者が複数者参画し事業を実施する場合にあっては、4分の3以内)</p>	<p>総政第18号様式 総政第20号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出先 総合政策部地域創生局地域政策課</p>	<p>する日 長又は振興局長を経由すること。</p>	
<p>3 移動通信用鉄塔施設整備事業費起債償還費補助事業</p> <p>地域間の情報通信格差是正を図るため、移動通信用鉄塔施設整備事業を実施するために借り入れた過疎債又は辺地債の元利償還金の一部について、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>平成23年度以後に移動通信用鉄塔施設整備事業において過疎債又は辺地債を活用し、無線通信の業務の用に供する無線通信用施設及び設備を設置した市町村</p>	<p>1 過疎債を活用した場合 移動通信用鉄塔施設整備事業において発行した過疎債の当該年度の元利償還に要する経費 2 辺地債を活用した場合 移動通信用鉄塔施設整備事業において発行した辺地債の当該年度の元利償還に要する経費</p>	<p>1 過疎債を活用した場合 41分の6.3以内 2 辺地債を活用した場合 55分の6以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部地域創生局地域政策課</p>	
<p>4 イノベーション創出研究支援事業費補助金</p> <p>北海道の大学・試験研究機関等の優れた研究シーズ、地域資源等の活用を図る研究開発等に要する経費を予算の範囲内で補助することにより、本道産学官連携の基盤形成を推進とともに、北海道経済の自立・発展及び道民生活の向上に資することを目的とす</p>	<p>公益財団法人北海道科学技術総合振興センター</p>	<p>1 補助事業者が、次に掲げる事業区分により、大学・試験研究機関等に所属する研究者、中小企業者に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 産学連携創出事業 (2) 研究成果展開事業 2 補助事業者が1の(1)及び(2)の事業に係る課題募集・選考及びフォローアップを行うために要する経費のうち次に掲げるもの</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 採択課題決定の日から14日以内 提出先 総合政策部計画局科学技術振興課</p>	

る。

		<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 研究課題の募集に要する経費</li><li>(2) 研究課題の選考に要する経費</li><li>(3) アドバイザーの委嘱等に要する経費</li><li>(4) 技術動向調査に要する経費</li><li>(5) 事業推進委員会等の開催に要する経費</li><li>(6) 事業成果の広報・成果発表会開催に要する経費</li><li>(7) その他特に必要と認められる経費</li></ul>						
5 北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金  北海道大学連携型起業家育成施設に入居する者に対し、当該施設の利用に係る経費の一部を補助することにより、起業や新規事業展開を促進し、もって本道産業の振興を図ることを目的とする。	北海道大学連携型起業家育成施設の一部を賃借し入居している者であって、大学若しくは高等専門学校の研究成果を活用して研究開発等を行う者又は大学若しくは高等専門学校と連携して研究開発等を行う者のうち、起業又は新事業展開を図ろうとする中小企業者で、道内に事業所等を有する者又は施設退去後に道内に新たに事業所等を設置する計画がある者。ただし次に掲げるものを除く。  1 単一の大企業からの出資が、資本金の2分の1以上を占めて	北海道大学連携型起業家育成施設の入居に係る賃料。ただし、消費税及び地方消費税並びに入居者が別途負担する光熱水費等は含まないものとする。	1月につき、入居する居室の床面積の合計（1平方メートル未満の端数は切り捨てる。）に、居室の使用形態及び入居年数の区分に応じ、次に掲げる額を乗じて得た額以内 1 2以外を使用の場合 入居年数 1～5年まで 300円 2 給排水可能な実験室を使用の場合 (1) 入居年数 1～3年まで600円 (2) 入居年数 4～5年まで300円	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部計画局 科学技術振興課		

	いる中小企業者 2 複数の大企業からの出資が、資本金の3分の2以上を占めている中小企業者 3 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1を占めている中小企業者 4 施設に入居後2年以内に事業化に係る法人を設立する計画のない個人 5 入居者の起業等を支援する目的で入居する者 6 初期入居開始の日から起算して、5年を経過している者 7 道税を滞納している者 8 その他知事が交付対象と認めない者						
6 地方独立行政法人北海道立総合研究機構施設整備等補助金  地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第42条の規定に基づき、地方独立行政法人北海道立総合研究機構が行う施設整備等の財源に充てるため必要な経費を交付することを目的とする。	地方独立行政法人北海道立総合研究機構	補助事業の実施に要する経費のうち、施設整備・設備整備・解体撤去及びこれらに係る委託業務に要するもの。	10分の10以内	総政第6号様式（施設設備整備） 総政第9号様式（施設整備等工事） 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式	総政第6号様式（施設設備整備） 総政第9号様式（施設整備等工事） 総政第29号様式 総政第31号様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 総合政策部計画局 科学技術振興課

7 プロパンガス価格安定事業  離島住民の生活の安定を図るために、予算の範囲内で補助する。	離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条の規定により離島振興対策実施地域に指定された離島の地域を有する町	家庭用プロパンガスの本土から離島までの航路運送（復路を含む。）に要する経費相当額。	2分の1以内	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第43号様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 総政第43号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
8 夕張市財政再生支援対策費補助金  夕張市が発行した再生振替特例債について、夕張市の利子負担の低減を図るために、予算の範囲内において補助する。	夕張市	夕張市が発行した再生振替特例債の償還額のうち、利子償還に要する経費。	1.5分の0.25以内	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第31号様式		提出部数 1部 提出期限 ・令和7年9月1日 償還分 令和7年9月8日 ・令和8年3月1日 償還分 令和8年3月9日 提出先 総合政策部地域行政局市町村課	実績報告は要しない。	
9 運輸事業振興助成交付金  旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の輸送力及び安全運行の確保、輸送サービスの改善、輸送コストの上昇の抑制等に資することを目的に交付する。	一般社団法人北海道バス協会 公益社団法人北海道トラック協会	次の事業に要する経費 1 軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業（以下「特定運輸事業」という。）を営む者が行う旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業 2 特定運輸事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業 3 特定運輸事業に係る公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業 4 特定運輸事業の適正化に関する事業 5 特定運輸事業を営む者の共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業 6 特定運輸事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な	定額	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部交通政策局交通企画課		

		<p>物資を運送するための体制の整備に関する事業</p> <p>7 特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業。 ただし、当該事業に要する費用に充てるための基金を設けて行われるものに限る</p> <p>8 公益社団法人日本バス協会並びに公益社団法人全日本トラック協会に対する出えん</p> <p>9 国土交通大臣が総務大臣に協議して定める事業</p>						
10 道南いさりび鉄道株式会社経営安定化事業費補助金  北海道新幹線新青森・新函館北斗間の開業に伴い、北海道旅客鉄道株式会社から経営分離された道南いさりび鉄道線（五稜郭・木古内間）について、円滑な鉄道事業の実施と安定的な経営を図るために要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。	道南いさりび鉄道株式会社	鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号）別表第一による費用から収益を控除した額	10分の8以内	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第31号様式 別に指示する書類		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部交通政策局交通企画課		実績報告は要しない。
11 北海道離島航路旅客定期航路事業  離島地域の振興並びに離島住民の民生の安定及び向上に資するため、予算の範囲内で補助する。	離島航路旅客定期航路事業を営む者					提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部交通政策局交通企画課		
1 離島航路事業		航路損益計算書により算出された25万円以上の純損失額	2分の1以内	総政第14号様式 総政第39号様式 総政第41号様式 総政第42号様式 別に指示する様式				実績報告は要しない。

2 運賃割引事業		<p>離島航路旅客定期航路事業を行う場合における次の絏費</p> <p>1 離島住民の旅客運賃割引額（各航路区間ごとの昭和55年1月1日現在の1キロ当たりの認可運賃（2等旅客運賃）から13円50銭を差し引いた額に当該航路区間のキロ数を乗じて得た額（その額が現行の運賃の5分の1に相当する額を下回るものについては、当該運賃の5分の1に相当する額。10円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。）に当該航路区間ごとの割引に係る利用人員を乗じて得た額の合計額）</p> <p>2 離島在住の妊産婦運賃割引額（妊産婦が検診又は出産のために離島航路の1等和室若しくは1等自由席（1等和室及び1等自由席がない場合は2等自由席）又は急行料金を徴する船舶を利用する場合において、認可運賃（急行料金を含む。）の3分の2に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。）に当該航路区間ごとの割引に係る利用人員を乗じて得た額の合計額）</p> <p>3 離島住民に係る燃料油価格変動調整金割引額（北海道離島航路旅客定期航路事業補助金交付要綱（令和4年10月25日付け交通第410号）別表に定める絏費）とする。</p>	<p>補助対象経費欄の1及び2に掲げる経費 2分の1以内</p> <p>補助対象経費欄の3に掲げる経費 10分の10以内</p>	<p>総政第14号様式 総政第39号様式 総政第40号様式 別に指示する様式</p>	総政第40号様式		
12 地域間幹線系統確保維持事業					<p>提出部数 1部 提出期限 令和7年 10月31日</p>		

地域の生活交通として必要な地方バス路線の維持・確保を図るため、その運行に要する経費等について、予算の範囲内で補助する。						提出先 総合政策部交通政策局交通企画課	
1 地域間幹線系統確保維持費補助事業	乗合バス事業者であって、次の要件の下で地域間幹線系統を運行する者 1 総合振興局等協議会において地域住民にとつて必要と認められた運行サービスの提供ができること。 2 地域間幹線系統の運行において、十分な安全性等の確保ができること。	北海道地域間幹線系統確保維持計画に記載された路線の運行に要する経費のうち、北海道地域間幹線系統確保維持事業費補助金交付要綱（平成23年7月22日付け地交第66号。以下「地域間幹線系統補助要綱」という。）第4条に規定する額	2分の1	別に指示する様式	別に指示する様式（地域間幹線系統補助要綱第10条の2に基づき交付申請書を提出した者に限る。）		地域間幹線系統補助要綱第2条の規定に基づき、令和7年度補助対象とする系統については、令和7年度北海道地域間幹線系統確保維持計画に掲載された系統であること。
2 地域間幹線系統車両減価償却費等補助事業	乗合バス事業者であって、次の要件の下で地域間幹線系統を運行する者 1 総合振興局等協議会において地域住民にとつて必要と認められた運行サービスの提供ができること。 2 地域間幹線系統の運行において、十分な安全性等の確保ができること。	北海道地域間幹線系統確保維持計画に記載された地域間幹線系統を運行するために必要な車両の取得に要する費用であって、地域間幹線系統補助要綱第12条に規定する額	2分の1	別に指示する様式	別に指示する様式		地域間幹線系統補助要綱第12条の規定に基づき、令和7年度補助対象とする車両については、令和7年度北海道地域間幹線系統確保維

	きること。							持計画に掲載された車両であること。
3 エリア一括協定運行事業	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項に規定する協議会	北海道地域間幹線系統確保維持計画に記載された費用であって、エリア一括協定運行事業の運行系統について、その欠損額の合計を基礎として、地方公共団体と運送実施者との間で取り決められた額	定額	別に指示する様式				地域間幹線系統補助要綱第21条の規定に基づき、北海道地域間幹線系統確保維持計画に掲載された事業であること。
13 生活交通路線維持対策事業費補助事業	地域の生活交通として必要な地方バス路線の維持・確保を図るため、その運行に要する経費等について、予算の範囲内で補助する。 ただし、地域間幹線系統確保維持事業及び国の補助事業の対象となるものを除く。							
1 広域生活交通路線維持費補助事業	乗合バス事業者であって、次の要件の下で広域生活交通路線を運行する者（公営バス事業者を除く。） 1 総合振興局等協議会において地域住民にとつ	広域生活交通路線の運行事業に要する経費のうち、北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱（令和7年3月24日付け交通第744号。以下「生活交通補助要綱」という。）第7条に規定する額。ただし、生活交通補助要綱第8条に規定する額を限度とする。	生活交通補助要綱第10条第1号の系統にあっては、2分の1以内（同号ただし書の系統にあっては、4分の1以内）	別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 令和7年10月31日 提出先 総合政策部交通政策局交通企画課		

	て必要と認められた運行サービスの提供ができること。 2 広域生活交通路線の運行において十分な安全性等の確保ができること。		綱第10条第2号の系統にあっては、3分の1以内					
2 市町村生活バス路線運行費補助事業	市町村生活バス路線において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定により登録を受けて運行を行う市町村	市町村生活バス路線の運行事業に要する経費のうち、生活交通補助要綱第15条第1号に規定する額	10分の1以内	別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 令和7年 11月30日 提出先 総合政策部交通政策局交通企画課		
	市町村生活バス路線において、道路運送法第4条第1項の規定により許可を受けて運行を行う乗合バス事業者（当該市町村生活バス路線に係る市町村が、当該市町村生活バス路線に係る補助対象期間における経常費用から経常収益及び生活交通補助要綱第17条の補助金の交付額を減じた額に相当する額を当該乗合バス事業者に補助することを要する。）	市町村生活バス路線の運行事業に要する経費のうち、生活交通補助要綱第15条第2号に規定する額	10分の1以内	別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 令和7年 11月30日 提出先 総合政策部交通政策局交通企画課		
3 広域生活交通路線におけるエリア一括協定運行事業	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第	北海道生活交通路線確保維持計画に記載された費用であつて、エリア一括協定運行事業の	定額	別に指示する様式				

	1 項に規定する協議会	運行系統について、その欠損額の合計を基礎として、地方公共団体と運送実施者との間で取り決められた額						
14 夕張市財政再生支援バス運行対策費補助事業  夕張市の財政再生を確実に進めるとともに、市民生活や地域経済に与える影響を最小限にとどめ、地域住民にとって必要不可欠な生活交通を確保するため、その運行に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	乗合バス事業者であって、次の要件の下で夕張市生活交通路線を運行する者  1 総合振興局等協議会において地域住民にとって必要と認められた運行サービスの提供ができること。 2 夕張市生活交通路線の運行において十分な安全性等の確保ができること。	夕張市生活交通路線の運行事業に要する経費のうち、夕張市財政再生支援バス運行対策費補助金交付要綱（令和7年3月24日付け交通第745号）第4条に規定する額。ただし、同条ただし書に規定する額を限度とする。	2分の1以内	別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 令和7年10月31日 提出先 総合政策部交通政策局交通企画課		実績報告は要しない。
15 JR単独維持困難線区支援事業費補助金  本道の持続的な鉄道網の確立に向け、北海道交通政策総合指針の考え方に基づき、鉄道の更なる利用拡大に向けた検討の促進を図るため、JR北海道が公表している単独では維持困難な線区において、沿線協議会等が実施する調査や試験的な取組に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	沿線協議会 市町村	沿線協議会の決定に基づき、JR単独維持困難線区において補助事業者が実施する鉄道の更なる利用拡大に向けた検討を行うための調査や試験的な取組に要する経費とする。ただし、人件費、維持管理費等の経常的な経費、その他知事が不適当と認める経費は除く。	4分の1以内 (3,000万円を上限とし、補助事業に事業収入がある場合は、補助対象経費から控除する。ただし、補助対象外経費に充当する目的で徴収して得た事業収入については、この限りではない。)	総政第2号様式 総政第15号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する書類	総政第2号様式 総政第30号様式 総政第31号様式 別に指示する書類	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部交通政策局交通企画課		
16 空港整備事業費補助金  空港法（昭和31年法律80	空港整備を行う地方公共団体	空港整備事業（国庫補助事業に限る。）に要する経費のうち、次に掲げるもの	2分の1以内	総政第9号様式 総政第14号様式 総政第18号様式	総政第9号様式 総政第29号様式 総政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 令和7年12月1日		

号) 第4条第1項第6号に掲げる空港の整備を促進するため、予算の範囲内で補助する。		1 建設事業費 2 1に係る地方債の元利償還に要する経費		総政第20号様式		提出先 総合政策部航空港湾局航空課		
17 住宅騒音防止対策事業費補助金  公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「航空機騒音防止法」という。）に基づき実施される住宅騒音防止事業を行う補助事業者に対し、補助事業者の負担額の軽減を図るため、予算の範囲内で補助する。	航空機騒音防止法に定める特定飛行場の所在する市	1 工事費 本工事費、工事負担金及び工事雑費 2 事務費 3 設計監理費 (1) 設計図書作成のための経費 (2) 工事監理を行うための経費 (3) 所有者等が補助金の交付を受けるために必要な経費	2分の1以内	総政第9号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第76号様式 別に指示する様式	総政第9号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 総政第76号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 令和8年2月6日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課		
18 ハイジャック等防止対策事業補助金  航空機の不法奪取等の防止対策の一環として、乗客所持品の検査を行い、もって航空交通の安全を図るため、予算の範囲内で補助する。	検査事業を実施する航空運送事業者	航空運送事業者が北海道が管理する地方管理空港（運営権者が運営等を行う空港を除く。）において、エックス線透視等手荷物検査装置又は金属探知機を使用して検査業務を実施する事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。 1 検査業務委託費 検査業務の外注委託に要する経費 2 保安施設設置費 エックス線透視等手荷物検査装置及び金属探知機又は監視装置の設置及び更新に要する経費	2分の1以内	総政第75号様式 （検査業務委託費の場合に限る。） 総政第6号様式 （保安施設設置費の場合に限る。） 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式	総政第75号様式 （検査業務委託費の場合に限る。） 総政第6号様式 （保安施設設置費の場合に限る。） 総政第14号様式 総政第29号様式 総政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課		
19 丘珠空港周辺緑地整備事業費補助金	札幌市	国庫補助事業及び単独事業に係る起債（整備時助成の補助額の基礎となる事業に限る。）の	3分の1以内	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 令和8年2月27日		

道内航空網の拠点である丘珠空港と丘珠空港周辺の住民が良好な関係を保ち、空港と周辺住民が共存するために必要な周辺環境整備を推進するため、札幌圏都市計画緑地事業46号丘珠空港緑地に要する費用に対して、予算の範囲内で補助する。		償還に要する額（国庫補助事業における市負担額の全てに起債が認められた場合にあっては、当該起債の償還に要する額）及びその利息とする。ただし、交付税措置される額を除く。		総政第20号様式 別に指示する様式	別に指示する様式	提出先 総合政策部航空港湾局航空課		
20 離島航空路線維持対策事業補助金（路線維持事業）  離島における住民の生活に必要な旅客輸送の確保及び離島における空港の効率的な利用に資するため、離島航空路線の就航に係る航空路線維持に要した費用に対して、予算の範囲内において補助する。	株式会社北海道エアシステム	補助対象事業により発生した経常損失額から運航費補助対策事業の補助対象経費（以下「運航費補助対象経費」という。）を除いた額とし、その上限は、補助対象者が算出した実績損失見込額から運航費補助対象経費を除いた額とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は、含めないものとする。	3分の1以内又は経常損失額の10分の1の額を控除した額の2分の1以内	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第31号様式 別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 令和6年度決算確定後30日以内 提出先 総合政策部航空港湾局航空課		実績報告は要しない。
21 離島航空路線維持対策事業補助金（運航費補助対象事業）  離島における住民の生活に必要な旅客輸送の確保及び離島における空港の効率的な利用に資するため、離島航空路線の就航に係る運航費に対して予算の範囲内において補助する。	株式会社北海道エアシステム	補助対象事業に要した次の経費とし、その上限は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号）第62条により定められた額とする。  航空燃油費、航空機燃料税、空港使用料、航空機材維持費、整備費、運航乗務員人件費、客室乗務員人件費、運航部門費、運送部門費、営業部門費、一般管理費、代理店手数料、営業外費用	2分の1以内	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第31号様式 別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 令和7年4月30日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課		実績報告は要しない。
22 道内地方空港新規路線誘致促進事業補助金  道内地方空港への新規航	本邦航空運送事業者	補助事業に要した次の経費とする。ただし、賃金（補助事業に不可欠な人員等を一時的に雇用するために要する経費を除	1～2分の1以内とする。 ただし、1年度あたり15	総政第2号様式 総政第6号様式 (補助事業に係る民間委託外空	総政第2号様式 総政第6号様式 (補助事業に係る民間委託外空	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策		実績報告は要しない。

<p>空路線の誘致に資するため、道外空港と利尻空港、奥尻空港、中標津空港、紋別空港及び丘珠空港（以下「民間委託外空港」という。）とを結ぶ路線及び民間委託外空港間を結ぶ路線に就航する航空会社に対し、設備等の整備に要する経費及び地上支援業務に要する経費について、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>く。）、食糧費、消費税及び地方消費税を除く。</p> <p>1 惠み事業に係る民間委託外空港のシステムやカウンター等の整備及び賃借に要する経費</p> <p>2 惠み事業に係るデアイシング経費外</p>	<p>0万円を限度とする。</p> <p>2 10分の10以内とする。</p> <p>ただし、着陸1回あたり20万円、1年あたり合計で320万円を限度とする。</p> <p>寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>港のシステムやカウンター等の整備及び賃借に要する経費がある場合に限る。）</p> <p>総政第15号様式</p> <p>総政第18号様式</p> <p>総政第20号様式</p> <p>総政第32号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>港のシステムやカウンター等の整備及び賃借に要する経費がある場合に限る。）</p> <p>総政第30号様式</p> <p>総政第31号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>部航空港湾局航空課</p>		
<p>23 民間委託外空港チャーター便誘致事業</p> <p>利尻空港、奥尻空港、中標津空港、紋別空港及び丘珠空港へチャーター便を誘致するため、これらの空港のいずれかを発地または着地として、2地点間に4往復8便以上のチャーター便を運航する航空会社に対し、運航に要する経費について、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>本邦航空運送事業者</p>	<p>補助対象便を運航するに要する経費とする。ただし、賃金（補助事業に不可欠な人員等を一時的に雇用するために要する経費を除く。）、食糧費、消費税及び地方消費税を除く。</p>	<p>1便あたり15万円とする。</p> <p>寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>総政第2号様式</p> <p>総政第15号様式</p> <p>総政第18号様式</p> <p>総政第20号様式</p> <p>総政第32号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>総政第2号様式</p> <p>総政第30号様式</p> <p>総政第31号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>	
<p>24 航空地上支援業務人材確保事業補助金</p> <p>空港を支える人材の安定的な確保に資するため、空港を支える業務の認知度向上や職業観の早期形成に資</p>	<p>市町村 航空運送事業者 航空地上支援業務を事業内容とする事業者 空港運営を事業内容とする道内事業</p>	<p>航空機の安全運航に係る普及啓発の実施、効果測定結果等の道への報告を条件に実施する、小学生から高校生までを対象とした空港を支える業務の認知度向上に資する事業及び小学生から高校生までを対象とした空港</p>	<p>2分の1以内とする。</p> <p>ただし、上限額を150万円とする。</p>	<p>総政第2号様式</p> <p>総政第14号様式</p> <p>総政第18号様式</p> <p>総政第20号様式</p> <p>総政第32号様式</p> <p>（申請者が市町村の場合を除</p>	<p>総政第2号様式</p> <p>総政第29号様式</p> <p>総政第31号様式</p> <p>別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>	

する取組について、予算の範囲内で交付する。	者 空港ビル事業者 市町村や経済団体等で構成される地域の協議会等(以下、「協議会等」という。)	を支える業務の職業観の早期形成に資する事業に要する経費。なお、市町村及び協議会等以外の事業者が実施する場合については、市町村の参画についても条件とする。	く。)別に指示する様式				
25 公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団運営事業費補助金  公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団の健全な運営を図り、事業を円滑に推進するため、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団	公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団の運営に必要な経費。ただし、北海道から派遣している職員に係る人件費は除く。	10分の10以内	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 令和7年4月8日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課	
26 住宅防音対策助成事業費補助金  新千歳空港周辺地域の深夜・早朝の時間帯における航空機騒音の影響の軽減・防止を図るため、公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団が行う住宅防音工事助成事業に対し、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団	公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団が行う住宅防音工事助成事業のうち次に掲げる経費  1 工事費 本工事費（工事価格、消費税等相当額） 2 設計監理費 設計図書の作成及び工事監理のために必要な経費 3 手続代行等業務費 所有者等が補助事業者への助成金交付手続や助成対象工事に伴う諸手続及びこれに附帯する業務を設計監理業者に委託した場合の経費	100分の95以内	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 令和7年4月8日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課	
27 新地域振興特別対策事業費補助金  新千歳空港の24時間運用を円滑に推進するため、予算の範囲内で補助する。	苫小牧市	苫小牧市が行う地域振興特別対策事業のうち、別に定める起債に係る元利償還費。ただし、当該起債の元利償還費から地方交付税算入額を差し引いて得た額とする。	10分の9以内	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課	

28 新千歳空港周辺地域振興基金運用益見合補助金  新千歳空港の24時間運用を円滑に推進するため、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団	新千歳空港周辺地域振興基金の運用益の目標金額に不足金額を積立するために要する経費	定額	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課		
29 新千歳空港周辺地域振興基金造成事業  新千歳空港の24時間運用に関し、関係地域の振興や活性化を進めるため、新千歳空港周辺地域振興基金の造成に対し、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団	公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団が行う新千歳空港周辺地域振興基金の造成に要する経費	定額	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課		
30 新千歳空港周辺地域振興特別対策事業（苫小牧市冷暖房機器等設置）  新千歳空港の24時間運用を円滑に推進するため、予算の範囲内で補助する。	公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団	公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団が行う苫小牧市冷暖房機器設置事業のうち次に掲げる経費  1 工事費 機器代金及び本工事費（工事価格、消費税等相当額） 2 設計監理費 設計図書の作成及び工事監理のために必要な経費 3 手続代行等業務費 所有者等が補助事業者への助成金交付手続や助成対象工事に伴う諸手続及びこれに附帯する業務を設計監理業者に委託した場合の経費	工事費及び設計監理費 100分の81 手続代行等業務費 100分の90	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 別に指示する様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式	提出部数 1部 提出期限 令和7年4月8日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課		
31 千歳市空港周辺地域生活環境等対策基金造成補助金  「深夜・早朝の時間帯における航空機の離着陸回数	公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団	千歳市空港周辺地域生活環境等対策基金造成に係る経費	定額	総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式	総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 令和7年4月8日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課		

<p>の変更に関する覚書」に基づき、航空機騒音の軽減対策、地域の活性化及び住民生活の安定・向上に資する事業等を実施することを目的として、公益財団法人新千歳空港周辺環境整備財団に千歳市空港周辺地域生活環境等対策基金を造成するため、予算の範囲内で補助する。</p>					課	
<p>32 道内地方空港国際線受入体制整備事業補助金</p> <p>道内空港（新千歳空港を除く）への国際線の円滑な就航を促進するため、道内空港において、新たに（増便及び再開を含む。）運航される国際線に係る航空地上支援業務を受託する事業者が行う人員の応援派遣や資機材のレンタル等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>1 旅客サービス、ランプサービス等のグランドハンドリング事業者</p> <p>2 保安検査事業者</p> <p>3 給油事業者</p>	<p>補助事業に要する経費（応援派遣、業務委託等の需要変動リスクへの対応に要する経費）のうち、次に掲げる経費とする。</p> <p>1 応援派遣、業務委託及び空港における資機材のレンタル等の需要変動リスクへの対応に要する経費</p> <p>2 その他知事が必要と認める経費</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 事業計画 その他知事が必要と認める書類</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 その他知事が必要と認める書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>
<p>33 道内航空需要創出広域連携事業費補助金</p> <p>航空需要の創出のため、空港の利用促進に向けた取組について、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>道内空港が所在する地域において当該空港の利用促進を行う市町村及び経済団体等で構成された協議会等市町村</p>	<p>航空会社の参画並びに利尻空港、礼文空港、奥尻空港、中標津空港、紋別空港及び丘珠空港（以下「民間委託外空港」という。）との連携を条件に実施する利用促進事業（航空機利用の促進に向けた取組等）又は地域振興事業（就航都市等と連携した取組等）に要する経費</p>	<p>2分の1以内とする。 ただし、一の民間委託外空港を対象に実施する事業については、上限額を100万円とし、一の道内空港と連携して実施する事業については、上限額を150万円とし、二以上の道内空港と連携して実施</p>	<p>総政第2号様式 総政第14号様式 総政第18号様式 総政第20号様式 総政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式</p>	<p>総政第2号様式 総政第29号様式 総政第31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合政策部航空港湾局航空課</p>

する事業については、連携する空港数に応じて、一空港につき50万円を前号の上限額に加算する。ただし、補助金の合計額の上限は400万円とする。

寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。